

なおこの規定は、形式だけを整えて足りるというものではありません。実際の労働時間が、これらの規定の範囲に収まるよう、今後、まさに本当の意味での「働き方改革」を進めていかなければなりません。

そのような意味で、「働き方改革」はこれからが本番であるといえます。

1. 働き方改革関連法解説（第1回）

働き方改革関連法の内容については、既に宮城労働局ホームページにおいて、その内容をお伝えしておりますが、本メールマガジンでも今後何回かにわけてわかりやすくお伝えしていきたいと思っております。

そのまず第1回は「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための措置」についてです。

「雇用形態にかかわらず・・・」というと抽象的でわかりにくいかもしれません。わかりやすく噛み砕いていうと、正社員とかパートとか有期雇用などの雇用形態はいろいろあるけれども、それぞれの労働者の待遇（労働条件など）は、その仕事の内容や責任の度合いなどに応じて、差別なく公正に定めなければいけない・・・という意味です。

いわゆる非正規雇用労働者と正社員が、仕事の内容や責任の度合いの点で同じである場合、待遇に差をつけるのは不合理であり、公正とはいえません。

「均等」な待遇を確保しなければなりません。

また、両方で仕事の内容や責任の度合いが違う場合であっても、あまりにも両者に格差があるのもおかしいとえます。その場合、仕事の内容や責任の度合いに応じて「均衡」あるバランスのとれた待遇をするべきであるといえます。

非正規雇用労働者と正社員の均等・均衡待遇を確保すること。これが「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための措置」の内容です。

ただし非正規雇用労働者といっても、大きく分ければ、パート・有期雇用・派遣労働という類型がありますし、どんな場合に「均等」な待遇を確保し、どんな場合に「均衡」な待遇を確保しなければならないかは、目安がないと判断しにくいといえます。このため、今後、労働政策審議会において、この辺の具体的な取り扱いのガイドラインを検討し、これが告示されることとなっています。

例えば「住宅手当」は、もし正社員に転勤があり非正規労働者に転勤がないなら、正社員のみに支給することは一定の合理性があります。しかし「通勤

手当」は、正社員も非正規労働者も通勤することにかわりませんから、差をつけるのはおかしいことになります。例えばこの辺の考え方がこのガイドラインで示されるものと考えられます。

この件に関する法律の施行は、2020年4月1日（中小企業における一部措置は平成2021年4月1日）からとなっており、まだ若干時間的猶予がありますが、各企業においては、このガイドラインが告示され次第、就業規則等の社内規定がこのガイドラインに適合しているかどうか確認し、適合していなければ見直していくことが必要となって参ります。

なお、この件の具体的な取り扱いについては、労働局が社労士会に委託して開設している「働き方改革推進支援センター」において、無料で相談に応じていますので是非ご利用ください。

●宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/101.html>

●公正な待遇確保に関する詳細リーフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000262072.pdf>

●同一労働同一賃金特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

●働き方改革推進支援センター

<http://miyagi-hatarakikata.com/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8834）

2. 宮城県内の昨年の過労死等の労災決定は15件

過労や仕事のストレス等が原因で脳血管疾患（脳梗塞など）や心臓疾患（心不全など）を発病して亡くなったり、自殺されたりする、いわゆる「過労死・過労自殺」は、働き方改革を進める中で、最も強く予防していかなければならない不幸な事態です。

これらの「過労死・過労自殺」や、亡くならないまでも、それらの疾患・精神障害となったケース（＝「過労死等」と総称されます）に対して、労災補償保険がどれだけ支給決定されたかに関する

る全国統計が、先日厚生労働省から発表されました。

これによりますと、過労や仕事のストレス等が原因の脳血管疾患・心臓疾患は、前年度比2件減の7件、うち死亡件数は前年度比3件減の3件でした。

また、過労や仕事のストレス等が原因の精神障害は、前年度比2件減の8件、うち未遂を含む自殺の件数は前年度と同数の3件でした。

「過労死等」ゼロを目指し、働き方改革を強力に進めていきましょう！

●全国の過労死等の統計公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00039.htm
↓

【問い合わせ先】 労災補償課 (022-299-8843)

3. 産業安全衛生宮城大会の配布資料が入手可能に

去る7月3日に開催された「産業安全衛生宮城大会」の配布資料については大好評のため、入手希望が寄せられておりました。このため、宮城労働局ホームページでダウンロードできるようにしましたので、是非ご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirect/20180703anzenneiseimiyagi.html>

【お問合せ先】 健康安全課 (022-299-8839)

4. 県内で障害者就職面接会 (30年9・10月) 開催

宮城県内では、6月末現在で約3,900名の障害者の方が仕事を求めています。宮城労働局では、毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に県内4地域(仙台会場、石巻会場、大崎会場、多賀城会場)において、宮城県や地元自治体及び関係機関等との共催で、障害者の雇用促進を目的とした「障害者就職面接会」を開催します。

障害者の雇用を考えている事業所の方、就職を希望している障害者の方の多くの参加をお待ちしております。

●面接会特設ページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirectpage20180720shougaihashushokumensetsukai.html>

【お問合せ先】 職業対策課 (022-299-8062)

★バックナンバー

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141.html>

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

-
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
 - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
 - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
 - ・携帯メールには対応しておりません。
 - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】 宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
